

市民のみなさん！ふるさと納税は「泉佐野市」へお願いします！！

未来の国際人を育てる グローバル人材 育成支援プロジェクトを創設

令和3年7月
寄附募集スタート！！

このプロジェクトは、本市の「国際都市宣言」の趣旨に基づき、グローバル人材の育成を支援することを目的として、7月1日に創設されました。未来の国際人を育てるこのプロジェクトに対する寄附金を広く募集しますので、市民のみなさんのご協力をお願いします。

寄附金は、ふるさと納税の優遇税制の対象になりますので、2,000円を超える部分(*)は所得税・個人住民税から控除されます。

※税の控除を受けるには、ワンストップ特例申請などの手続きが必要です。

(*)…所得などによって控除の上限があります。

寄附の受付 下記のいずれかの方法で

① 泉佐野市ふるさと納税特設サイト (<https://furusato-izumisano.jp/>) 「さのちよく」でWEB受付

② 会計課窓口にて備え付けの申請書で受付

問合せ先 ふるさと創生課



このプロジェクトへの寄附は、住んでいる地域（市内・市外）に関わらず返礼品の提供はありません。

令和4年度より「(仮称) グローバル人材育成支援制度」を創設 (予定)



この制度は、ふるさと納税「グローバル人材育成支援プロジェクト」への寄附金を活用し、予算の範囲内で「(仮称) グローバル人材育成支援金」(以下「支援金」という。)を交付するものです。

府内に所在の高等学校などが、教育活動の一環として実施する短期留学に参加する生徒(以下「対象生徒」という。)の保護者に対して支援を行います。支援金を受けるための申請募集期間など、詳しくは令和4年4月以降の広報いずみさの、市ホームページなどでお知らせします。

支援の対象になる費用 対象生徒の短期留学に要する経費のうち、在籍校または在籍校の委託業者などに納付する経費とします。(国際航空運賃などの交通運賃、寮費、ホームステイ費用、海外の教育機関などで必要となる授業料、出国手続諸費用、海外傷害保険料など)

支援金の額 支援対象経費の2分の1の額(千円未満は切り捨て)

※100,000円を上限とします。

申請要件

- 申請者(対象生徒の保護者のうち主たる生計維持者。以下同じ。)が本市に住所を有していること
- 申請者が本人に係る市税(納期が到来しているもの)を完納していること
- 在籍校から対象生徒である旨の証明および短期留学修了後にその旨の証明を受けられること
- 同一年度で同一対象生徒に係る支援金の交付は1回に限る

問合せ先 自治振興課

泉佐野市ふるさと納税

ふるさと納税
ポイントを活用した
決済システム



さのPay

取扱店大募集!

初期導入費

決済手数料

システム利用料

0円!



さのPay (さのぺい) とは、ふるさと納税のポイントを活用した、泉佐野市独自のQRコード決済システムです。

ふるさと納税の返礼品として付与される「さのちよくポイント」を1ポイント1円として、市内の登録店舗などで支払うことができます。

問合せ先

株式会社さのたす (泉佐野ふるさと納税事務局)
(☎463-3977 eメール: izumisano-oreihin@home-tax.jp) ※詳しくは問い合わせてください。

店頭で置くだけ \ お手軽ふるさと納税 /



QRコードを置くだけ (無料でお届けします)



お客様のスマホを確認



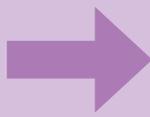
支払いボタンを押す



現金不要

電子決済だから
会計時の
やりとりもスムーズ

取扱店の
特典は
コチラ!



泉佐野市ふるさと納税寄附サイト
「さのちよく」にて
取扱店一覧を掲載予定!



※イメージ

「さのちよく」からリンクした
さのPay取扱店を紹介する
サイトを立ち上げ!
店舗の詳細や魅力を
掲載予定!



さのPay公式SNSにて
取扱店さまの情報を掲載のため
取材におうかがいして
店舗の紹介や魅力を
配信予定!

- ① 市内で生産されたもの
- ② 市内で原材料の主要な部分が生産された商品など
- ③ 市内で製造、加工などの工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じている商品など
- ④ 市内で生産されたもので、近隣の他市町村区域内で生産されたものと混在したもの (流通構造上、混在することが避けられない場合に限る)
- ⑤ 市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズなどに類するもので、形状、名称などの特徴から本市の独自の商品などであることが明白である
- ⑥ ①～⑤に該当する商品などに関連性のあるものを組み合わせ提供し、当該商品などが主要な部分を占めているもの
- ⑦ 市内で提供される役務などに準ずるもので、役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるもの

現在、ふるさと納税の返礼品は「地場産品」に限るという基準が総務省によって設けられています。ポイントを利用できる商品やサービスについてもこの基準が適用されることとなり、次のいずれかに該当することが必須となります。